

足寄町ハチ駆除支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民に対しハチの駆除に要した費用の一部を助成することにより、その費用負担を軽減するとともに、早期駆除及び町民生活の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ハチ」とは、スズメバチその他人に危害を及ぼすおそれのあるハチとする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、足寄町内に住所を有し、かつ、居住している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、当該者が居住する家屋及びその家屋の敷地内にある付属施設等に営巣したハチの駆除を町長が指定したハチ駆除業者（以下「指定業者」という。）に依頼し、駆除した者とする。

- (1) 70歳以上の高齢者のみの世帯
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要支援認定若しくは要介護認定を受けているもの又は介護予防・日常支援総合事業の対象となる者のみの世帯（70歳以上の同居者がいる場合を含む。）
 - (3) 次のいずれかに該当する障害者のみの世帯（70歳以上の同居者がいる場合を含む。）
 - ア 身体障害者手帳3級以上又は5級以上の肢体不自由者
 - イ 精神障害者保健福祉手帳2級以上の精神障害者
 - ウ 療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号））に規定する保護世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、営農用施設を含む、事業の用に供するために所有する建物及び土地等については助成の対象外とするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ハチの駆除に要した費用の2分の1以内とし、駆除1件当たり10,000円を上限とする。

- 2 第3条第1項に規定する対象者が居住する家屋及びその家屋の敷地内にある付属施設等にハチの巣が2個以上ある場合において、ハチの駆除を同時に行ったときは、1駆除とみなすものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定業者にハチの駆除を依頼し駆除後に、足寄町ハチ駆除支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 領収書の写し又は足寄町ハチ駆除作業証明書（様式第2号）
- (2) 駆除実施箇所がわかる図面
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、ハチの駆除を実施した日から起算して30日以内とする。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、交付の可否を決定したときは、足寄町ハチ駆除支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金の返還）

第7条 町長は、補助金を受領したものが虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたと認めた時は、交付の決定を取り消し、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。